

茨城県立波崎高等学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校では、いじめ問題の克服に向けて、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第13条の規程に基づき、また「いじめの防止等のための基本的な方針」と「茨城県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を参酌し、いじめの防止等を図るため、「茨城県立波崎高等学校いじめ防止基本方針」（以下「波崎高校の基本方針」という。）を策定いたしました。

周知のとおり、いじめ防止は地域社会が協力して進めるべき基本的な課題であり、その促進には人権を尊重する意識を高めていくことが重要と考え、予防、防止、対策、被害者及び加害者への対応 等を含めた「波崎高校の基本方針」となっております。

今後、この「波崎高校の基本方針」に基づき、学校、地域住民、家庭、その他関係者と協力して、いじめの防止等に真剣に取り組んでまいりますので、本校に関係する皆様にご理解とご協力をお願いする次第です。

2025 年 4 月

茨城県立波崎高等学校長 高橋 秀樹

第1条 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ防止等の対策は、いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じる。

(2) いじめの禁止

法第4条「いじめを行ってはならない。」の遵守の徹底を図る。

(3) 教職員の認識すべき事項

① いじめへの認識

いじめとは、自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が苦痛を感じているものとされていた。しかし、最近のいじめの特徴としていじめの内容や方法が暴力化・陰湿化し、集団化している傾向があり、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つて行うことに留意する必要がある。

② 教職員の責務

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取

り組む。もし、いじめが疑われる場合は、被害生徒の生命・心身を保護することを最優先に、適切かつ迅速にその問題に対応し、解消を図るとともに、その再発の防止に努める。

第2条 いじめの防止等のための対策

(1) いじめの防止

① 協力させることの大切さを自覚させる

各教科の学習指導は、それぞれ教科の目標を達成させるために展開されるが、学習の過程において、グループの協同の学習を取り入れるなどして、励まし合い協力し教え合う態度を育て、望ましい友人関係を育成するよう配慮する。

② 「思いやり」など望ましい道徳性を身に付けさせる

道徳の時間において、相手の心の痛みが分かり、思いやりと友情をもって行動できる生徒を育てるよう、創意を生かして指導を行うことが大切である。

人権尊重の精神を育てるための指導は、学校すべての教育活動を通して行われなければならないが、日常生活の身の周りのことで困ったり、苦しんだりしている生徒の問題を学級活動等で十分に話し合わせ、自分たちの力で解決していくよう積みあげていくことが必要である。

③ 主体的な活動を通して成就感を体験させる

家族の少子化に伴い、兄弟姉妹から学ぶことや近隣の子とも同士で一緒に遊ぶことが少なくなっている。そのため学校行事、生徒会活動、部活動など日頃の学校教育活動の中で異年齢の集団生活の一層の充実を図ることが必要である。

④ 心の交流に基づく好ましい人間関係を育てる

情報機器等の発達で、お互いの心と心の触れあう機会が減少しつつある。ケータイ、スマートフォンやパソコン等を利用した通信手段等がいじめに発展するケースもある。いじめを防止するためには、すべての生徒が直接触れあう機会を多くもち、好ましい人間関係を深めて、明るく楽しい学校生活ができるよう配慮する必要がある。また、生徒がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

⑤ 指導体制の確立

生徒の望ましい友人関係を育成するためには、教員自らが人権尊重の精神を身に付けるとともに、教師間で生徒の友人関係の状況や問題点を絶えず情報交換し合い、どう対処するかなど、全教職員が共通理解を図り、校長を中心に一致協力体制を確立して指導することが大切である。また、生徒の交友関係の変化やいたづらを「成長過程でよくあることだ」と見過ごしてしまい、指導が後手にまわらないよう配慮する必要がある。学校における研修の充実を図り、教職員の洞察力や指導力を高めていくことが大切である。

本校においては、「茨城県立波崎高等学校いじめ防止対策委員会」を設置し、学校をあげていじめ問題に取り組む体制を整えた。

⑥ 教育相談活動

問題行動をもつ生徒は、学業、進路、対人関係等について様々な不安や悩みがあり、それを自分で解決する力や態度が身に付いていない場合が多い。特に、いじめを行う生徒は、学校でも家庭でも疎外感をもっており、蓄積された不満を無意識に発散している場合がある。従って、指導にあたる教員は教育相談的な対応に心掛け、生徒がもっている不安や悩みなど

を適切に受け止められるような機会や方法を工夫することに配慮しなければならない。そのため、定期的に教育相談日を設け、日常的な指導を行い、生徒を共感的に理解すると共に、生徒自身が自分の力で解決の方法を発見し、意欲をもって努力できるよう指導・援助することが大切である。気にかかる生徒に対しては、早期の教育相談や家庭訪問によって、たえず個別指導を心掛けることが必要である。

⑦ 家庭・地域・関係機関との連携

教員と保護者とが話し合う場合は、学期毎の個人面談の機会や問題が起こった時などに限定されがちであるが、いじめ問題の根絶には、学校・家庭・地域社会の連携がきわめて大切である。学校から指導の方針や実践すべき内容をできるだけ具体的に各家庭及び地域に示し、保護者や地域社会から生徒の交友関係等の情報が得られるように平素から密接な連携を図ることが必要である。その際、次の点に留意することが必要である。

ア) 広報誌、学年通信、学級通信等により学校の指導方針、指導の実際、生徒の学校生活の実態の参考資料等を示し、家庭及び地域の理解と協力を得る。

イ) 家庭訪問の機会を通して保護者との信頼関係を深めるとともに、生徒の生活の様子、友人関係等の情報交換で共通理解を深める。問題を持つ生徒の保護者との話し合いの際は、協力関係を樹立することを第一に考え、協力して解決に当たるようにする。

ウ) 保護者会、授業参観日、家庭訪問等の機会にいじめ問題を取り上げ、理解と関心を高め、一層緊密な連携を図る。

エ) P T A地区別懇談会を開催し、生徒が学校内外でどのような遊びや活動をしているか、どんな交友関係をもっているか等について共通に把握する。未然防止対策についても協力体制を樹立する。

オ) 街頭指導、登校指導など健全育成を目的とする活動を地域の青少年相談員や自警団等と行い、地域ぐるみのいじめ防止と健全な交友関係の育成を図る。

(2) いじめの早期発見

いじめは外から見えにくい形で行われる。特にインターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため、定期的に情報を収集し、その把握に努める必要がある。このことから、学級担任を中心に全教員が自覚と責任をもって、生徒が発する危険信号を見逃すことなく、的確な実態把握に基づいて、保護者との緊密な連携を図りながら早期発見に努める。

(3) いじめが起きたときの対応及び生徒への指導・援助

同じ行為でも相手によっていじめと受け取ったり、そうでない場合がある。いじめの認識・判断もいじめる側といじめられている側とでは異なることが多い。従って、教員は「客観的な事実」を正確に把握し、いじめられている側の「心理的な事実」を共感的に理解することが求められる。いじめ問題が生じたとき次に示す指導を徹底する。

① 正確な事実関係の把握

② いじめられている生徒の保護・援助・指導

③ いじめている生徒への指導

④ 他の生徒への指導

身体的発達と精神的発達とのアンバランス、幼児期・児童期における社会体験の不足、過保護による自主性・自律性の立ち遅れなど、成長期における発達課題の未達成による人間形成のゆがみからいじめが発生する場合がある。また、欲求不満や挫折感などによる心理的葛藤が深

刻になることが多く、青年期特有の微妙な心理の動きの中で、いじめが多様化するが、表面化はしないことがある。指導援助の基本的なあり方を次に示す。

- ① 生徒相互の人間関係を深め、主体的な活動を促す。
- ② 組織的な指導体制を整える。(茨城県立波崎高等学校いじめ防止対策委員会)

第3条「茨城県立波崎高等学校いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止等を実効的に行うために、「茨城県立波崎高等学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

- (1) 委員会は次の者で構成する。校長、教頭、教務主任、生徒支援主事、保健主事、学年主任、養護教諭、その他校長が必要と認める者
- (2) 上記のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。
- (3) 校長は会議を総理し、会議を代表する。
- (4) 第2条にあげた事務を掌握し、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- (5) 会議は校長が召集する。
- (6) 特別支援校内委員会や定例の学年会議等での議案を基に、月1回の定例会とする。
しかし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談があった場合は、その都度臨時会を召集する。
- (7) その他、会議の運営に必要な事項は、校長が決定する。

第4条 いじめに関する実際の対応

(1) いじめ調査等

いじめは大人の目につきにくいところで起こり、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことから、いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 生徒対象いじめアンケート調査【年2回(5月、10月)】
- ② 保護者対象いじめアンケート調査【年1回(12月)】
- ③ 学期毎の保護者面談【年2回(7月、12月)】

(2) いじめ相談体制

生徒及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① スクールカウンセラーの活用
- ② 学校のいじめ相談窓口の設置
- ③ その他の外部相談窓口の周知

(3) いじめの未然防止等のための教職員の研修

いじめを軽視することなく、いじめを積極的に認知できるようにするため、いじめの未然防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの未然防止等に関する職員の資質向上を図る。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを未然防止し、また効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(5) 発見時の措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実関係の把握を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認めるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④ いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(6) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。
- ② 重大事態が発生した旨を、県教育委員会に報告する。
- ③ いじめの被害を受けた生徒や情報を提供した生徒を守るための措置を講ずる。
- ④ いじめの加害生徒に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせると共に、目を離すことなく、いじめを繰り返さないよう指導・支援する。
- ⑤ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時、適切な方法で提供する。
- ⑥ いじめの被害を受けた生徒には、状況に合わせて継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰への支援や学習支援を行う。
- ⑦ 当該事態の事実我真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

(7) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の5点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの未然防止に関する取組に関すること。
- ② いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ③ いじめへ対処するための取組に関すること。
- ④ いじめの再発を防止するための取組に関すること。
- ⑤ いじめの取組についての関係機関との連携に関すること。

以上の評価を通して、いじめへの取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや学校の基本方針等について体系的に見直し、必要に応じて年間計画等の修正等を行い、より適切ないじめの防止等の取組について検証する。